第三十六条の次に次の一条を加える。

（都道府県が処理する事務）

第三十七条　この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

（農地法の一部改正）

第三十六条　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第五十九条の次に次の一条を加える。

（大都市の特例）

第五十九条の二　第十八条第一項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務並びにこれらの事務に係る第四十九条第一項、第三項及び第五項並びに第五十条の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、指定都市の区域内にある農地又は採草放牧地に係るものについては、当該指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中前段に規定する事務に係る都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

第六章　経済産業省関係

（採石法の一部改正）

第三十七条　採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中「行なおう」を「行おう」に、「行なう」を「行う」に改め、「都道府県知事」の下に「（当該所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に属する場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。以下この節並びに第三十三条の十七、第三十四条の六及び第四十二条から第四十二条の二の二までにおいて同じ。）」を加える。

第三十四条の四第一項中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加える。

（商工会議所法の一部改正）

第三十八条　商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第二項中「変更」の下に「（第二十五条第一号、第二号及び第四号に掲げる事項に係るものに限る。次項において同じ。）」を加え、「添附し」を「添付し」に改め、同条に次の一項を加える。

5　会頭は、議員総会において定款の変更（第二十五条第一号、第二号及び第四号に掲げる事項に係るものを除く。）の決議があつたときは、経済産業省令で定める書類を添付して、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

第七十三条第五項中「第四十六条第四項」を「第四十六条第二項中「変更（第二十五条第一号、第二号及び第四号に掲げる事項に係るものに限る。次項において同じ。）」とあるのは「変更」と、同条第四項」に、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

第八十四条の見出し中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同条中「都道府県知事」の下に「又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長」を加える。

第九十一条中「の各号」を削り、第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　第四十六条第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

（工業用水法の一部改正）

第三十九条　工業用水法（昭和三十一年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「都道府県知事」の下に「（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にあつては、指定都市の長。第三項を除き、以下同じ。）」を加える。

第二十二条の前の見出し及び同条第二項から第四項までの規定中「立入」を「立入り」に改め、同条第六項中「都道府県」の下に「（指定都市の区域内にあつては、指定都市）」を加え、「立入」を「立入り」に改める。

（砂利採取法の一部改正）

第四十条　砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条を次のように改める。

（採取計画の認可）

第十六条　砂利採取業者は、砂利の採取を行おうとするときは、当該採取に係る砂利採取場ごとに採取計画を定め、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者の認可を受けなければならない。

一　次号に掲げる場合以外の場合　当該砂利採取場の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にあつては、指定都市の長。以下この章（第二十八条第二項を除く。）及び第四十三条において同じ。）

二　当該砂利採取場の区域の全部又は一部が河川区域等（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項に規定する河川区域（同法第五十八条の二第一項の規定により指定されたものを含む。）、同法第五十四条第一項に規定する河川保全区域及び同法第五十八条の三第一項に規定する河川保全立体区域をいう。以下同じ。）の区域内にある場合　当該河川区域等に係る同法第七条に規定する河川管理者（同法第九条第二項若しくは第五項、第十一条第三項又は第九十八条の規定により、同法第二十六条第一項及び第二十七条第一項若しくは第五十五条第一項及び第五十八条の四第一項の規定に基づく権限に属する事務を行い、その権限を代わつて行い、又はその権限の委任を受けた者があるときは、その者。以下「河川管理者」という。）

第二十八条第二項中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の」及び「（以下「指定都市」という。）」を削る。

第三十三条中「都道府県知事」の下に「、指定都市の長」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第三十四条第二項中「者又は」の下に「当該区域（指定都市の区域及び」を加え、「以外の区域」を「を除く。）」に改め、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　指定都市の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、当該指定都市の区域（河川区域等を除く。）において砂利の採取を業として行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第三十六条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「区域内の」の下に「指定都市の区域又は」を、「認可をした」の下に「指定都市の長又は」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第十六条」の下に「（第二号に係る部分に限る。）」を加え、「又は」を「、又は」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

指定都市の長は、当該指定都市の区域において砂利採取業者が第十六条（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反していると認めたとき、又は第二十六条の規定による認可の取消しをしたときは、その旨を当該砂利採取業者の登録をした都道府県知事であつて当該指定都市の区域を管轄するものに通報しなければならない。